

霧島市特産品協会規約

(目的)

第1条 本会は、会員が特産品の開発・製造・販売について研究し、技術の向上と販路開拓を主とした即売会を行い、会員相互の経済活動を促進するとともに広く特産品を宣伝することにより、霧島地区産業の発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、霧島市特産品協会と称する。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、霧島市牧園町高千穂3878番114号（公益社団法人霧島市観光協会内）に置く。

(事業)

3. 本会は、第1条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。
- (1) 特産品の開発、製造及び販売の研究に関すること
 - (2) 特産品の展示会、販売会等の開催に関すること
 - (3) 会員が取り扱う特産品の共同販売及び斡旋に関すること
 - (4) 国、県、市が開催する各種物産展等の参加または共催に関すること
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業を行うこと

(会員)

4. 本会の会員は、霧島市に居住もしくは事業所を有し、特産品の開発、製造、販売に関与するもの及びこれらに関連し、本会の目的に賛同する者をもって会員とする。

(加入)

5. 会員の加入は、役員会の諾否をもって決定する。
- 2 加入が決定した会員は、直ちに加入届に加入金10,000円を添えて会長に届け出なければならない。

(脱退)

6. 会員は、あらかじめ協会に通知した上で脱退することができる。
- 2 前項の通知は、その旨を記載した書面をもって会長に提出しなければならない。

(除名)

7. 本会は、次の各号の一に該当する会員を除名することができる。
- (1) 会費等の納入、その他本会に対する義務を怠った会員
 - (2) 本会の事業を妨げ、または妨げようとした会員
 - (3) 本会の事業の利用について不正の行為をした会員
 - (4) 犯罪その他信用を失う行為をした会員

(役員)

- 第9条 本会に次の役員を置くこととする。
- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 2名以内
 - (3) 理 事 15名以内
 - (4) 監 事 2名以内
- 2 本会に名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

(役員を選任及び任期)

- 第10条 役員は、会員の中から総会において選出する。会長は理事の互選とし、総会で承認を受けるものとする。
- 2 役員任期は、2年とする。ただし、欠員補充による役員任期は、前任者の残任期間

とする。

3 役員は再任を妨げない。

(役員職務)

第11条 役員職務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総理し役員会及び総会の議長となる
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき会長の職務を代行する
- (3) 役員は、役員会に出席し、必要な事項を審議する
- (4) 監事は、会計を監査する

(役員会)

第12条 役員会は、会長が招集し、役員過半数の出席をもって次に事項を審議する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 加入の諾否に関する事項
- (3) その他の業務執行に関する事項で、役員が必要と認めた事項

2 役員会の議事は、役員過半数をもって決定する。

(総会)

第13条 総会は、次の事項を決定する。

- (1) 規約の制定、改廃
- (2) 事業計画及び予算に関する事項
- (3) 役員選出・承認
- (4) 決算承認
- (5) 会員除名に関する事項
- (6) 前号に準ずる必要な事項

(招集)

第14条 総会は、定期総会、臨時総会の2種とし、会長がこれを招集する。

- (1) 定期総会は、年1回開催する
- (2) 臨時総会は、会長が必要と認めるときに開催する

(設立要件)

第15条 総会は、会員過半数の出席がなければならない。ただし、委任状をもって総会の出席に代えることができる。

(議事決定)

第16条 総会の議事は、出席者過半数の同意をもって決定する。

(経費)

第17条 本会の経費は、会費その他の収入金をもって充てる。

(会費)

第18条 会員は会費を毎年5月末までに納入しなければならない。

2 会費の額は、法人会員は10,000円、個人会員は6,000円とする。ただし、年度途中に加入した者の会費は、次のとおりとする。

- (1) 4月1日から9月末までに加入する者の会費は、年額の全額
- (2) 10月1日から翌年3月末日までに加入する者の会費は、年額の2分の1とする
- (3) 前項に規定する会費のほか、会の運営に必要と決定された場合は、臨時に会費を徴収することができる

(会費返戻)

第19条 会費は、原則として返戻しないものとする。ただし、特別の事由があるものは、この限りではない。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(雑則)

第21条 この規約の施行について、必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

平成29年12月一部改正

令和2年6月一部改正